



25文科高第966号  
平成26年3月25日

国立大学法人茨城大学長 殿

文部科学大臣  
下村博文



国立大学法人茨城大学の達成すべき業務運営に関する  
目標（中期目標）の変更について

平成26年1月29日付け13茨大評第2173号をもって中期目標の変更について意見提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。



## 国立大学法人茨城大学の中期目標 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>以下の中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。</p> <p>別表 2 (共同利用・共同研究拠点) ※茨城大学は該当なし</p>	<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>以下の中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部及び研究科並びに別表 2 に記載する教育関係共同利用拠点を置く。</p> <p>別表 2 (教育関係共同利用拠点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>霞ヶ浦流域の水圏環境科学フィールド教育拠点 (広域水圏環境科学教育研究センター)</p> </div>	<p>広域水圏環境科学教育研究センターが教育関係共同利用拠点到認定されたことに伴う変更</p>